

古殿町に対する請求書等への押印見直しについて
(お 知 ら せ)

令和6年度より、古殿町長宛て請求書等について、一定の要件のもと押印の省略が可能となりました。(電子メールにて請求書等を送ることができます)

なお、今までどおり押印がある場合は、そのまま変わりありません。

- 押印省略できる書類は、見積書・納品書・請求書のみです。
- 契約書等は引き続き押印が必要です。

押印省略する場合は、下記の①②を満たすことが必要となります。

- ① 当該請求書等の真正性を担保するため、請求書等の請求者欄に下記のように「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記してください。

＊なお、個人事業主の方は、連絡先の記載があればokです。

本責任者 ○○支店長 古殿太郎 電話 0247-53-3111
本件担当者 経理担当 古殿花子 電話 0247-53-4619

ここでいう

本責任者とは、代表取締役または支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた役職員の方をいいます。

本件担当者とは、本請求に関する事務を担当する方をいいます。

- ② 必要に応じて、役場担当者から「本件責任者及び担当者」に問い合わせ・在籍の確認を行う場合がありますのでご承知おきください。

その他

- ・押印を省略した場合は、電子ファイル(PDF 形式等)による提出も可能です。
- ・従来通り押印する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記は不要です。

以上